

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

道人事委員会規則

○北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則..... 1

公 布 さ れ た 規 則 の あ ら ま し

北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則第2 - 33号）

1 趣旨及び内容

北海道人事委員会事務局の執務時間の開始時刻を午前9時から午前8時45分に変更することとし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2 施行期日

この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

北海道人事委員会規則2 - 33

北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則（北海道人事委員会規則2 - 5）の一部を次のように改正する。

第11条中「、休日及び休暇日」を「及び休日（北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第11条第1項に規定する休日をいう。）」に、「午前9時」を「午前8時45分」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

